

国海総第 4 3 号
令和 2 年 5 月 2 0 日

交通政策審議会
会 長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第 3 5 6 号

安定的な国際海上輸送を確保するための今後の外航海運業のあり方及び外航海運業の基盤整備に向けた方策について

諮問理由

四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の 99.6% (2018 年、トン数ベース) を海上輸送が占めている。このうちの 66.9% の輸送を我が国外航海運企業が運航する日本商船隊が担っており、安定的な海上輸送の確保は、我が国の発展にとって極めて重要な課題である。

海上輸送は、エネルギー資源をはじめとする主要資源物資のほぼ全量を運ぶ重要なソフトインフラであり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によるヒトやモノの移動が滞る中にあっても、旗国主義に基づく管轄権を行使できる日本船舶の保有・運航主体である我が国外航海運業は、我が国の経済活動を支え続けており、経済安全保障上も必要不可欠な産業である。

一方、リーマンショック以降、歴史的とされる海運不況も経験しながら厳しい国際競争にさらされていた外航海運業においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う世界的な経済活動の停滞により、貨物輸送量が低下するなどの極めて厳しい経営環境に置かれており、これを看過すれば、今後、安定的な国際海上輸送の確保の面において支障が生じる可能性がある。

我が国がグローバルな国際社会の中において、今後とも持続的成長を遂げていくため、これまでの外航海運施策を検証するとともに、今後、我が国の経済安全保障を支える外航海運業の果たすべき役割及び将来にわたる安定的な国際海上輸送の確保を目的とした外航海運業の基盤整備を図るためにいかなる方策を講ずべきか、本審議会のご意見を賜りたく諮問するものである。

国海総第50号
令和2年5月20日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第14条第1項第1号の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第357号

安定的な国際海上輸送を確保するための今後の造船業のあり方及び造船業の基盤整備に向けた方策について

諮問理由

四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の99.6%（2018年、トン数ベース）を海上輸送が占めている。このうちの66.9%の輸送を我が国外航海運企業が運航する日本商船隊が担っており、我が国の造船業は、これら日本商船隊に対して経済的で信頼性の高い船舶の安定的な供給を行うとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している。

海上輸送は、エネルギー資源をはじめとする主要資源物資のほぼ全量を運ぶ重要なソフトインフラであり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によるヒトやモノの移動が滞るような事態の中にあっても、日本商船隊が担うべき役割である。その日本商船隊に対して競争力の高い船舶の安定的な供給をおこなう我が国造船業は、我が国の経済活動を支え続けており、経済安全保障上も必要不可欠な産業である。

一方、リーマンショック以降、造船業においては、中国・韓国の建造規模拡大、技術のキャッチアップ等により、新規受注が低迷する厳しい経営状況におかれていることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による建造工程の遅延や新規商談の停止など、先行きが見通せない状況であり、業界の存続の危機にさらされている。

我が国がグローバルな国際社会の中において、今後とも持続的成長を遂げていくため、これまでの造船関連施策を検証するとともに、今後、我が国の経済安全保障を支える造船業の果たすべき役割及び将来にわたる安定的な国際海上輸送の確保を目的とした造船業の基盤整備を図るためにいかなる方策を講ずべきか、本審議会のご意見を賜りたく諮問するものである。